

平成30年第9回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 平成30年11月30日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成30年11月30日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(なし)

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西村隆雄
--------	------

7. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1) 第5次行政改革大綱進捗状況について(報告)

(2) 筆の里工房の指定管理について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲

総務部次長	堀野辰夫
財政課長	桐木和義
地域振興課長	西川伸一郎

【民生部】

(3) 中央地域健康センターの指定管理について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
民生部長	光本一也
総務部長	宗條勲
民生部次長	時光良弘
総務部次長	堀野辰夫
財政課長	桐木和義

【建設部】

(4) 東部地域防災センター(仮称)の整備計画について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
建設部長	沖田浩
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	林武史
総務部次長	堀野辰夫
危機管理課長	西岡隆司
財政課長	桐木和義

【教育部】

(5) 教育委員会事務点検評価報告について(報告)

(6) 小中学校空調機器の整備について(協議)

町長	三村裕史
----	------

副町長	内田充
教育長	林保
教育部長	横山大治
総務部長	宗條勲
教育部次長	隼田雅治
建設部技術次長	林武史
総務部次長	堀野辰夫
生涯学習課長	榎並正和
教育指導監	田中眞樹
教育指導監	元永圭一
財政課長	桐木和義

~~~~~

## 8. 案件

### 【総務部】

- ( 1 ) 第 5 次行政改革大綱進捗状況について ( 報告 )
- ( 2 ) 筆の里工房の指定管理について ( 協議 )

### 【民生部】

- ( 3 ) 中央地域健康センターの指定管理について ( 協議 )

### 【建設部】

- ( 4 ) 東部地域防災センター ( 仮称 ) の整備計画について ( 協議 )

### 【教育部】

- ( 5 ) 教育委員会事務点検評価報告について ( 報告 )
- ( 6 ) 小中学校空調機器の整備について ( 協議 )

### 【議会】

- ( 7 ) 各常任委員会の活動状況について ( 報告 )
- ( 8 ) 議会運営委員会の活動状況について ( 報告 )
- ( 9 ) 議会広報特別委員会の活動状況について ( 報告 )
- ( 10 ) 災害対策特別委員会の活動状況について ( 報告 )
- ( 11 ) その他

~~~~~

9 . 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

議長 (山吹) おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりをいただき、ありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件 2 件、協議案件 2 件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議をいただきたいと思います。皆様方からさまざまな意見をいただきながら、円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。町長。

~~~~~

町長 ( 三村 ) 皆さん、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御参集賜り、まことにありがとうございます。

案件説明の前に、昨年 6 月議会において答申をいただきました「下水道使用料の賦課処分」に係る損害賠償請求訴訟の判決が、去る 11 月 19 日に東京地方裁判所で下され、「原告請求棄却」で町の勝訴となりましたことを御報告申し上げます。

なお、原告が、この判決に不服がある場合には、2 週間以内に裁判所への「控訴」が可能となっております。

本日は、報告 2 件、協議 4 件について、御説明をさせていただきます。

まず報告事項の 1 件目、「第 5 次行政改革大綱進捗状況について」でございます。平成 29 年度の実施内容等を御報告いたします。

報告事項の 2 件目は、「教育委員会事務点検評価報告について」でございます。平成 29 年度における事務の管理及び執行についての点検、評価結果を御報告いたします。

次に、協議事項の 1 件、「筆の里工房の指定管理について」でございます。平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間、一般財団法人 筆の里振興事業団を指定管理者として委託しておりますが、指定期間の満了に伴い、引き続き指定することにつきまして協議をさせていただきます。

協議事項の 2 件目、「中央地域健康センターの指定管理について」でございます。来年度から中央地域健康センターに指定管理者制度を導入し、その候補者に社会福祉法人

熊野町社会福祉協議会を選定することにつきまして、協議をさせていただきます。

協議事項の3件目、「東部地域防災センター（仮称）の整備計画について」でございます。事業の概要、建設地の選定要件及び事業スケジュール等につきまして協議をさせていただきます。

協議事項の4件目、「小中学校空調機器の整備について」でございます。昨今の気候変動に鑑み、児童・生徒がより意欲を持って学べる学習環境への改善などを図ることを目的として実施するこの事業の内容につきまして協議をさせていただきます。

以上の6件でございます。

各案件につきまして、議員の皆様方の御理解・御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

どうか、本日は、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、早速、協議に移ります。

報告案件、第5次行政改革大綱進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） それでは、「第5次行政改革大綱の進捗状況につきまして」御説明いたします。

本日の資料といたしましては、資料1「第5次行政改革大綱進捗状況について」、資料1-1「第5次熊野町行政改革大綱実施計画取組状況報告書」の冊子、それから資料1-2「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお配りしておりますが、私からの御説明は、平成29年度分の取り組みをまとめました資料1で行わせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは資料1をごらんください。

第5次熊野町行政改革大綱及び実施計画でございますが、推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間、四つの改革の柱のもとに67の取り組み項目を掲げてございます。

また、その着実な実施を図るため、毎年、進行管理を行い、実施状況を公表することといたしております。

本日は、この第5次行政改革の取り組みの2年目となります、平成29年度の取り組

み状況について御報告をさせていただきます。

まず、1の取り組み状況といたしまして、平成29年度の取組状況を表に整理してございます。

左から実施計画における四つの「改革の柱」、その右に柱ごとの取組数、そして平成29年度の実施状況、最終年である平成32年度の目標値となっております。

平成29年度、実施に至ったのは67項目中47項目でございます。

なお、取組項目67に対し目標値が59となっておりますが、これは情勢変化に対応するため、情報収集などの検討を継続しつつ取り組みを実施する必要があるものが7項目、計画期間内に事業が完了するものが1項目あるためでございます。

7項目の内容といたしましては、行政情報をわかりやすく提供する媒体の研究、町有財産の売却、簡素で機動的な組織体制の整備、県からの権限移譲事務への適切な対応等々でございます。また、民間都市開発推進機構の基金を活用した「住民参加型まちづくり施設整備事業」につきましては、本年度、事業完了の予定となっております。

続きまして、2.「平成29年度の主な取り組み状況の概要」について御報告いたします。

別冊の資料1-1では、全67項目の取組状況を整理しておりますが、その中から「実施」を中心に主だった状況を、こちらの表にまとめさせていただいております。

左側に「改革の柱」として、施策目標と実施予定の具体的施策を、右側に具体的施策ごとの「平成29年度の実施状況」という形で記載しております。

まず最初の柱は、施策目標の1「住民との信頼関係を強化する」、具体的施策は、「(1)行政情報をわかりやすく公開・発信する」と、「(2)住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」でございます。

まず上の段、「(1)行政情報をわかりやすく公開・発信する」では、情報発信の充実、個人情報の保護に関する事項で、取組項目数は5件でございます。

平成29年度の実施状況でございますが、より広く情報発信を行う新たな媒体として、フェイスブック上に「熊野町公式ページ」を開設いたしました。町のページの他にも公民館、図書館、観光大使ふでりんのページも開設しております。

行政情報の積極的な提供に関しては、財政状況、個人情報保護法及び情報公開制度について、広報紙やホームページにおいて、継続的に情報発信を行っております。

続いて、次の段の「(2)住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」は、広

報の充実や住民意見への的確な対応、住民サービスの向上に関する施策で、項目数は7件でございます。

平成29年度でございますが、隔年で開催しております「地域懇談会」を自治会ごと開催いたしました。375名に御参加いただき、それぞれの地域課題等について御意見をいただきました。

なお、セキュリティ上の問題から利用を停止していたホームページ上の意見投稿フォームにかわるものとしまして、町政への意見や提案をお寄せいただくための専用メールアドレスを設置いたしておりますが、こちらのほうは平成30年度からの運用開始としたところでございます。

また、職員の窓口サービス向上を目的に活用しております「手続チェックシート」につきましては、毎年、内容の見直しを行うとともに、運用の徹底を図っているところでございます。

続きまして、2番目の柱といたしまして、施策目標2「住民との協働のまちづくりを進める」でございます。具体的施策といたしましては、「(1)地域協働の仕組みをつくる」、「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」の計7件の取り組みでございます。

まず、「(1)地域協働の仕組みをつくる」では、地域協働の推進と、地域協働事業の支援として、行政協力員会議の開催、熊野町まちづくり協働推進事業として5つの団体に活動助成金の交付などを行っております。

「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」では、政策形成過程への住民参画の推進、住民参画による事業の推進を図ることとしておりまして、平成29年度は、先ほども申しました「地域懇談会」を開催したほか、観光施策について住民視点からの意見をいただくため、参加者の公募を行い「魅力的な観光地づくりワークショップ」を開催いたしました。

審議会等、多様な分野における方針決定の場への女性参画の促進に関しましては、選定の公平性や推薦団体の意向に十分に配慮しつつ、引き続き、女性の登用に対する働きかけを行ってまいります。

平成29年度は、女性登用状況についての調査を実施いたしております。

右側のページに移りまして、3番目の柱は、施策目標3「自主性・自立性の高い財政運営を行う」、具体的施策といたしましては、「(1)の歳入を安定的・持続的に確保

する」と、「(2) 財政を健全に運営する」でございます。

まず上の段、「(1) 歳入を安定的・持続的に確保する」では、町税等の各種徴収金の収納率の向上を図るため、平成29年度においても電話催促、督促、財産調査及び差し押さえ、給付の制限、水道では給水停止などを実施するとともに、住民の方々の納付の利便性向上に向けまして、口座振替、コンビニ収納の推進について、広報等によるPRを行ったところでございます。

また、町有財産に関しまして、計13筆、約1,200万円の売却を行っております。

「(2) 財政を健全に運営する」では、歳出の削減や財源の重点的・効率的な配分、地方公営企業等の経営健全化に関する取り組みを掲げておりまして、平成29年度は、予算編成方針の作成、毎月の調整会議による主要14事業の進行管理会議を実施し、事業の着実な進捗を図っております。

公共施設の管理運営に関しましては、積極的な指定管理者制度の導入に努めているところであり、平成29年度は、二つの公共施設について指定更新を行っております。

また、公共施設等の計画的な管理を目的に、平成30年度から39年までの10年間の施設維持管理計画を策定いたしました。

最後の柱、施策目標4「社会の変化に対応できる行政運営を行う」に関しましては、「(1) 柔軟で機動的な執行体制を確立する」、「(2) モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」、「(3) 広域的な連携を推進する」、「(4) 町議会の活性化」の施策を掲げております。

まず、「(1) 柔軟で機動的な執行体制を確立する」に関しましては、効率的な組織体制の確立、行政経営システムの推進、情報化による行政サービスの充実についてでございます。

ここでの平成29年度の取り組みであります。職員要望ヒアリングによる効率的な組織体制の整備、これは条例定数を下回る定員計画を実効あるものとしていくために、毎年、実施しているものでございます。

職員提案に関しましては、事務改善などについて計33件の提案を受けております。

総合計画及び総合戦略に関しては、毎年度、事業の進捗を調査し、結果の公表を実施中でございます。

また平成27年度から取り組んでおります情報漏えい対策についてですが、平成28年度に行いましたインターネット環境との完全分離に加え、平成29年度は「ひろしま

セキュリティクラウド」へ参加し、さらなる情報セキュリティの強靱化を図ったところでございます。

「（２）モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」につきましては、職員の適正配置、人材育成に関し、熊野町定員適正化計画に沿った職員の採用、配置を実施中としておりまして、ここは上記（１）の再掲となっております。

なお、平成２９年４月１日時点の職員総数は１５８人、計画最終年の平成３２年度目標値は１６０人となっております。

「（３）広域的な連携を推進する」でございますが、広域事業の推進や国・県との連携強化として、ごみ処理、消防業務、後期高齢者医療業務の広域処理を継続実施しております。またここに記載しておりませんが、平成２９年９月の定例会において議決をいただき、平成２８年３月の広島市に続き、平成２９年１０月に呉市との連携中枢都市圏連携協約を締結したところでございます。

権限移譲事務につきましては、平成２９年度は、県からの新たな移譲事務はございませんでした。

最後に町議会におかれましては、開かれた議会運営を行うとして、平成２３年度から本会議のライブ中継を、平成２４年度からは会議録の公開を、平成２７年からは各常任委員会の活動が全協において報告され、情報・課題の共有化が図られるなど、引き続き、議会の活性化に取り組まれているところでございます。

以上、平成２９年度の「第５次熊野町行政改革」の実施状況について、報告をさせていただきます。

最後に、３．今後の取り組みについてでございますが、本日、資料１－２として配付させていただいております「熊野町行政改革懇談会答申書」を踏まえまして、今後も職員一人一人が住民視点に立って、各種取り組みを継続して、実施してまいります。

また本日の内容につきましては、町ＨＰを活用しまして、住民の方々に公表したいと考えておりますので、より一層の御理解をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があればお願いいたします。

立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 済みません。取組状況なんですけど、どの項目についてもそうだろうと思うんですが、例えば、住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するという、1ページ、2ページ目のものなんですけど、これの最終から言えば、住民意見の的確な対応ということで、地域懇談会等でいろいろと意見を収集されます。そうした中で、これはできるだろうということで、いろいろオーケーというようなニュアンスというか。そういった言葉をいただいた後に、その対応についていろいろ不満が続出してるとというような状況もありますけども、この表で見ると、平成29年度の予定と、それから実績の中で、平成29年度の実施が5件、それから検討が2件ということですけども、実績の中で検討が4件ということを書かれてありますけども、これは検討の中身というか。それがわかれば、ちょっと教えていただければと思いますし、この検証というのは、また、平成30年度に持ち越しというか。今年度にやっておられるのかどうか。そこらあたりのことをちょっと教えてください。

~~~~~  
議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~  
総務部長（宗條） 住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するについて、検討中のものはどういったものがあるのかということだったと思います。

まず、町政に関する意見の提案について、誰もが投稿できる仕組みをつくるということですが、これにつきましては、先ほど申しましたように、セキュリティの関係で、直ちに、今のホームページ上でいろんな意見とか、政策の意見とか。そういったものを取り入れることが非常に困難であるということから、ちょっと仕組みを検討いたしまして、セキュリティ、今のセキュリティに対応したような形の仕組みを、平成29年度に構築いたしまして、これの実際の運用は、平成30年度から始まったということで、まだ検討中であるといったように、完全に実施はできていないけれども、取り組みは続けているといったようなものを検討項目のほうに入れさせていただいております。

ほかに、窓口アンケート、例えば住民サービス、窓口サービスを充実するといったような項目を掲げておりますが、これにつきましても、アンケートを平成29年度に実施するということといたしておりましたが、これは平成29年度にはアンケート案を作成

する段階にとどまって、実際に実施するのは平成30年度といったような予定となっております。

あと、同じく窓口サービスの職員の意識調査等につきましても、職員の調査票の項目について、平成29年度は検討にとどまって、実施につきましては、平成30年度に繰り下げているといったようなことを検討といたしております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） それでは、今のところの住民意見の的確な対応ということに対しての検討というのは含まれていないということで、よろしいでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 失礼しました。住民意見の的確な対応といたしましては、先ほども申しましたように、まず、住民の方々の意見・要望等、広く受け付ける体制を整えるというところではございましたが、それについては、先ほども申しましたように、今年度からの運用といたしております。

それと合わせまして、住民からの政策的な意見といったものを、町の具体的な政策・施策に結びつけるということが重要になってまいります。それにつきまして、現段階では、住民からいただいたそういった政策的な意見を職員が共有する、そういった仕組みの構築にとどまっております。

ただ、現状では新たなメールアドレスを使った意見の聴取に関して、具体的な政策提言等が住民から寄せられていないということで、まだ、体制の構築にとどまっているという段階でございます。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 政策への意見という、メールで受けるということもそうなんです、実

際に自治会ごとに地域懇談会を開催するというこの項目の中での、私は今の検討という項目があるかないかというのを、ちょっと聞いて見たかったです。具体的なものがあればということだったんですが、多分そこはないんだろうと思います。いいんですか、それで。

議長（山吹） 堀野総務部次長。

総務部次長（堀野） 昨年、開催されました地域懇談会で出された意見について、町のほうが検討してるかどうかというふうなことだろうと思うんですけども、そういった具体的な内容としましては、例えば、城之堀線における離合場所の新設であるとかいうふうな意見がございました。そういったものに対して、建設部のほうで適地の選定とかいうふうなことを検討いたしております。

それから、皇帝ハイツ、民地内のカーブミラーについてというふうなことで意見が出されておりますけども、これにつきまして、現地で立会をしたりというふうな形で、できるものから取り組んでいくというふうな形で進めさせていただいております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかに、立花議員。

3番（立花） 済みません、ちょっと長くなるようなんですが、要するに、検討課題が平成28年度で5件残ったものは、平成29年度の実施予定で、5件のうちに含んで入れていくのか。それとも全然もう別個に別のものを検討していくのかというのを、ちょっと教えてください。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 私の捉え方がちょっと間違っていたら申しわけないんですけども、住民との協働まちづくりを進めるという、平成29年度の実施の5件というのは、目標どおり実施に至っているという数値でございます。これにつきましては、引き続き、実施をしていく。来年度以降も、引き続き実施をしていくという5件というふうに捉え

ていただければと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 今のと、もうちょっと一部関連するんですが、行政、だから4番か。施策目標の4番のところ、番号で52番になりますか。ここにはマネジメントサイクルに基づく行政経営ということが載っております。

いろんな項目全てはできないかと思えますけども、やはり項目によっては、ただやったではなしに、やったことに対するある程度の中身の、例えば住民に発信したとか。こういうことを知らせたとか、そういったことに対する周知度であるとか。そういったようなことに対するチェックはされておられるのか、おられないのか。ちょっとお聞きしたいと思えます。

一応、例えば、1番の行政情報の積極的な提供というふうにありますよね。提供したら、今こういう方法で提供したということがありましたけども、その提供したことに対する住民がどの程度、ある程度周知したか。例えば、我々でいえば、議会だよりにしてもそうですが、ある程度つくって、住民の方々がどれだけ読んでおられるかということも気にしたりしてはおるんですが、行政のほうとして、こういったことをただ発信した、提供しただけではなしに、ある程度、周知度についてチェックする必要があるのではないかなというふうに思っております。それが先ほど言いましたPDCAとかいうことにつながって、次の施策に展開されるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 情報発信といたしましては、例えば総合計画の今でいえば後期基本計画について、毎年その進捗状況についてホームページ等でお知らせするであるとか。この行革の結果についても報告するであるとか。あるいは、財政状況について、ホームページを通じて、熊野町の今の財政状況の姿をお伝えするとか。そういったことを可能な範囲でいたしておりますが、ただ、それがどのように住民さんがその情報を見られて

いるのか。あるいは、見られてどのように感じられているのかといったところにつきましては、残念ながら、今、そこらあたりを図るツールはございません。

ただ、今は、ホームページ、町のホームページで住民さん、これは熊野町民だけにかかわらず、国内、主に国内の方がホームページをごらんになっているんですが、どういった項目について閲覧されているのかといったような数値を、項目ごとに掲げて、それを見ながらより効果的な、その広報のあり方はどうすべきかといったようなところについては、各担当のほうで、それぞれ検討をして、工夫をしているという状況でございます。例えば、町民の方にアンケート等を実施して、その周知等を図るという段階には、今のところ残念ながら至ってないというのが、現状でございます。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ただ、私が今言っとるのは、一方通行で、我々やったよ、極端なこと言ややとらんでもやったよというんじゃないかなと思うんですよ。

だから、ただ、私らがやったんじゃない、でも相手は知らなかったけん。知らなかった、見とらんかったというんじゃない、それは要するに余り優しい行政ではないんじゃないかなというように思っております。

ぜひ、全部の項目はできんと思うんですが、ある程度、そういったところへも観点を置いて、それがやっぱり評価であり、内部評価である、あるいは、外部の評価も受けて取り組んでもらいたいというように思っております。よろしくをお願いします。

議長（山吹） それでは、第5次行政改革大綱進捗状況については、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、第5次行政改革大綱実施計画に基づき、引き続き、行政改革を推進するよう要望し、次の協議に移りたいと思います。

議長（山吹） 協議案件「筆の里工房の指定管理について」執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

総務部長（宗條） それでは、筆の里工房の指定管理者の指定につきまして、資料に沿って、御説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、筆の里工房の管理運営につきましては、平成26年4月1日からの5年間で、一般財団法人筆の里振興事業団が指定管理者として管理の代行をしているところでございます。この間、良好かつ適正に管理運営を行っていること認められることから、熊野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則第2条第3項の規定及び熊野町指定管理者制度導入基本方針により、公募によらず引き続き平成31年4月1日からの5年間で指定管理者として指定するものでございます。

2の管理を行わせる施設及び3指定管理者は、ただいまの概要で申し上げたとおりでございます。

4の指定期間を5年間とすることにつきましては、平成18年3月策定の熊野町指定管理者制度導入基本方針において、「継続して同じ団体を指定する場合には、期間を5年間とする」との規定によるものでございます。

次に、5の事業実績、6の事業計画につきましては、次の資料により御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず、事業実績でございますが、A4の横長で添付しております平成26年度から30年度の事業実績の表をごらんください。

企画展示事業でございますが、書画を中心とした日本文化を代表する優れた作品の鑑賞機会の提供に努め、5年間で30回以上の企画展等を行っております。

また、来館者の鑑賞と創作の意欲がより高まるよう、館内案内専用のタブレット端末を導入し、画像や音声、これは英語にも対応をしておりますが、こうした画像、映像技術を用い、外国人来館者にも対応可能な表示方法をとるなど、効果的な展示手法の導入を図るとともに、広く筆文化の普及・振興を図るため、親しみやすい作品展示と解説に積極的に取り組んでおります。

調査研究事業につきましては、ミュージアム活動を支える基本事業の一つとして、大学や博物館・美術館の研究者、筆づくり職人、作家などの協力を得て、日本文化と筆についての調査研究を進めております。

次に、入館者等の状況でございますが、各年度の企画展により入館者は増減はあるものの、平成29年度まで年間5万人以上の入館者数を保っており、本年度も改修工事による臨時休館までで、3万人を超えている状況でございます。

町への依存財源につきましては、平成29年度までは決算額、本年度は予算額を掲載しており、平成6年の開館から20年が経過していることから施設の老朽化による館内改修工事を行ったため、改修費用に伴う委託料は増加しておりますが、施設使用料、会員収入、収益事業負担金収入などの自主財源の確保に努めているところでございます。

続きまして、事業計画でございます。もう1枚めくっていただきまして、事業計画の表をごらんください。

平成31年度以降も、筆に、親しみ、学び、楽しめるよう、また、日本文化と筆について理解が促進されるよう、年度ごとに掲げてございます展示事業や参加体験事業の充実などにより、サービスの向上を図ることを目標にしております。

事業計画においては、過去の企画展や調査などでかかわった研究者、書家、筆づくり職人などの協力を得て、書の名品を集め、日本の書の歴史とともに紹介し、筆文化に関する理解を深め、地域住民に対して筆文化に関する体験や学習や創作の機会を提供していくとしておりますが、これまでの実績から事業計画が達成できるものと考えているところでございます。

今後の予定でございますが、12月定例議会におきまして、指定管理者の指定議案を提案させていただく予定としております。

説明は、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思っております。立花議員。

~~~~~

3番（立花） ちょっと聞いてみるんですが、平成30年度の入館者数というのは、減少はわかるんですけども、平成31年度の一応計画ということで、大体どれぐらいの人数を見越しておられるんか。ちょっとそれだけ教えてください。お願いします。

~~~~~

議長（山吹） 西川地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西川） 平成31年度以降は、財団の計画では6万人を目指しています。  
以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思います。

筆の里工房の指定管理者として、引き続き一般財団法人筆の里振興事業団を指定し、平成31年度から平成35年度までの5年間、管理運営を委託する方針についての説明を了とし、12月定例会において関係する議案が提出されますので、改めて審議することといたしたいと思います。

また、熊野筆の振興の発展のための拠点として、この施設の利用が一層推進されるよう、設置者として十分に責任を果たすようお願いし、まとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめとさせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時09分）

（再開 10時10分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議案件「中央地域健康センターの指定管理について」執行部から説明を受けたいと思います。光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 熊野町中央地域健康センターの指定管理者制度導入について、お手元の資料3により説明をさせていただきます。

初めに、このたびの指定の対象施設であります中央地域健康センターの設置目的と概要でございます。

町民の主体的参画による地域保健福祉活動や健康・生きがいづくり活動の拠点施設として、町民会館の隣に平成13年度に開設をしております。

延床面積約630平方メートルの平家建て、センター内には、医療・福祉に関する機

能をあわせ持つ施設として、社会福祉協議会の事務局・ヘルパーステーション及び安芸地区医師会訪問看護ステーションを設置しております。また、社会福祉協議会が管理運営をするボランティアセンターや生きがいサロンもこのセンター内に設置をしております。

次に、中央地域健康センターの利用状況でございます。

「デイルーム」の利用人数と利用料金の収入を記載をしております。

デイルームは、1時間600円で貸し出しをし、主に健康増進事業や介護予防事業を目的とした団体に御利用をいただいております。平成29年度の利用者数が2,345人、利用料が18万4,200円となっておりますが、利用人数に誤りがございます。訂正のほうをお願いいたします。2,886人の誤りでございます。大変申しわけございません。2,886人、平成29年度の利用者数誤りです。2,886人の誤りでございます。

なお、利用料が大幅に伸びて、平成29年度大幅に伸びております。これにつきましては、平成29年度から広島県環境保健協会による健康増進事業を毎週1回開始をしたことによるものでございます。

次に、指定管理者制度導入の趣旨でございます。

町では、第3次行政改革大綱に基づき、業務の外部委託化を進めるとともに、平成17年度以降、法人その他の団体を「公の施設」の指定管理者として管理を行わせる取り組みを進めております。

中央地域健康センターにつきましては、センター開設以来、平成23年度まで健康課が在籍をし、健康課長がセンター長を兼務、町直営による施設の管理運営を行ってまいりましたが、平成24年度に健康課が役場庁舎に移転したことに伴い、部屋の使用や料金徴収、施設管理等の事務を全てセンター外で行うこととなり、業務の非効率化を招いているところでございます。

そうした経緯から、より一層の住民サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、社会資源を活用できる指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

指定管理者の候補者でございますが、「社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会」を指定管理者の候補としております。

選定理由について、資料右側の「指定管理者（候補者）の選定理由」をごらんください。

当該法人は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人であり、社会福祉の推進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とした団体でございます。これは、平成18年3月に策定をしております「熊野町指定管理者制度導入基本方針」の第2「指定管理者制度導入の基本方針」「指定管理者の指定」に記載をされております公募によらず指定管理者の候補者として選定する例に挙げる(2)「特定の法律に基づいて認可された公益法人の中から指定管理者の候補者を選定する場合」に該当する団体でございます。

当該法人は、平成13年に中央地域健康センターが開設して以来、業務をこの施設内で行っており、施設や利用状況に精通しているとともに、生きがいサロンやボランティアセンターの管理運営を行っております。当該法人を指定管理者とした場合、施設全体の一体的かつ効率的な管理運営が期待できると考えております。

また、当該法人は地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、さまざまな活動を積極的に展開するなど、住民の皆様からも高い評価を得ております。当該法人から提出のあった指定申請書におきましても、適正な管理運営を確保しつつ、一層の経営努力による経費節減に努めていくとともに、組織体制についても事務局長がセンター長を兼務し、総務担当職員を主担当とし業務を行うこととしており、適切な施設管理の実現が期待できるものと考えております。

以上のことから、当センターの管理を最も効率的・効果的に実施できる者がこの候補者に限られるものと判断をし、当該法人を選定したものでございます。

指定期間につきましては、平成31年度から平成33年度までの「3年間」でございます。

これは、熊野町指定管理者制度導入基本方針に基づき、「初めて指定管理者に指定する場合の指定期間」である「3年間」を適用するものでございます。

次に、指定管理委託料でございますが、今後、消費税の増額、修繕費等を除いては、年度によって管理料が大きく増減することはないものと考えておりますので、ここに掲げております平成31年度の指定管理料を基準として、年度ごとの管理料を設定することになるかと考えております。

次に、管理の基準や業務内容でございます。

管理の基準については、熊野町地域健康センターの設置及び管理等に関する条例及び関係規則を順守して行います。

また、代行させる業務は、施設・設備の維持管理、館の使用許可・使用取消、利用料金の收受といった業務が主なものであり、具体的には協定書により明示することとしております。

最後に、今後の予定でございます。12月定例議会において、指定管理者指定議案を提出させていただき、議会で御承認をいただきました後に、平成31年度当初予算案に債務負担行為及び平成31年度委託料の予算を計上させていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思ひます。

熊野町中央地域健康センターに指定管理者制度を導入し、その候補者に社会福祉法人熊野町社会福祉協議会を選定した旨の説明を了とし、12月定例会において関係する議案が提出されますので、改めて審議することといたします。

また、指定管理施設の運営については、設置者の立場で適切な管理・監督がなされるよう改めてお願いし、まとめとしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめとさせていただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時19分）

（再開 10時20分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議案件「東部地域防災センター（仮称）の整備計画について」執行部から説明を受けたいと思ひます。沖田建設部長。

~~~~~  
建設部長（沖田） それでは、協議案件の「東部地域防災センター（仮称）の整備計画

について」御説明いたします。

資料4 1をごらんください。

項目番号1、「事業の経緯」ですが、9月20日の全員協議会で御説明しましたとおり、避難所に指定してありました東公民館と第二小学校体育館が土砂災害警戒区域に指定され、避難所の基準を満たさなくなりました。

このため、東公民館の移転につきまして、平成34年度の完成に向けて町単独による移転事業として検討しておりましたが、本年7月の豪雨災害で被災した本町が、激甚災害に指定され、国土交通省の都市防災総合推進事業の交付金対象要件を満たしたことから、この交付金を活用しまして、防災拠点施設として整備し、災害時は避難所として機能し、平常時は地域コミュニティ活動の場とする施設を建設することといたしました。

次に、項目番号の2「事業概要」ですが、事業費は、約6億2,000万円を見込んでおります。施設の用途は、先ほど申しましたとおりでございます。構造、階数は、鉄筋コンクリート、または鉄骨造の2階建て、延べ床面積は1,000平方メートル内外になろうと考えております。

想定される避難者数は、災害の規模にもよりますが、一時的には、約500人を想定しております。供用開始は、当初検討してありました東公民館の移転計画より1年早い平成33年6月を予定しているところでございます。

また、避難所としての新たな機能として、7月豪雨災害で課題となりました、乳幼児のおられる避難世帯やペット同伴避難者に対応可能な施設を考えております。

続きまして、項目番号3「建設地の選定」でございますが、資料4 2「減災対応システム方針図」、これの2ページ目をごらんください。

候補地を選定するに当たり、まず、財源の確保という面を考えました。

先ほど御説明しましたとおり、今回、東公民館、第二小学校体育館のかわりとなる避難所の早期建設が必要となっていることから、国土交通省の補助メニューのうち、交付金の優先配分が受けられ、計画年度に沿った事業実施が可能な「都市防災総合推進事業」の「防災子ども安全まちづくり計画」を採用いたしました。この事業の条件として、既存の小学校からおおむね1キロ以内に設置するというものがございます。この図で申しますと緑色の破線の円が1キロの範囲となります。

次に、避難所として建設するわけですから、土砂災害が発生すると見込まれる土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は避けねばなりません。この図で申しますとだいた

い色と薄い黄色の区域が危険区域でございます。

次に、避難のしやすさ及び救援物資等の輸送が比較的容易な場所として、県道沿いが望ましいのですが、今回氾濫いたしました三谷川、熊野川との位置関係で検討いたしました。

まず、県道瀬野呉線と熊野川の位置関係から浸水の可能性が少ない県道瀬野呉線の北側が適地であると考えました。

続いて、三谷川ですが、三谷川は今回の災害を受けて、上流部に国、県による治山・砂防堰堤の整備を予定いただいております、県と町が三谷川の災害復旧工事を実施すべく測量・調査・設計を進めていることから、三谷川氾濫の危険性は低減できるものと考えております。

また、今回、被害を受けなかった初神中央線からセブンイレブンまでの町道の狭隘箇所を拡幅改良し、万が一県道が通れなくなったときには新宮方面に通行できるよう整備いたします。

次に、第二小学校、初神保育園の児童、園児の速やかな避難という観点から、なるべく近いほうがよいと考えております。

このような状況を総合的に検討した結果、図に示しました位置が再適地ではないかと考えております。

続きまして、項目番号の4「事業スケジュール」でございます。資料4 3、このスケジュールの表をごらんください。

まず、現在の状況を御説明いたします。

国庫交付金事務では、10月8日付で国土交通省の「都市防災総合推進事業」の整備計画につきまして、事業採択をいただいたところでございます。

また、9月の町議会定例会で議決をいただきました補正予算1,201万3,000円の中から事業認定申請書作成委託業務の契約をコンサルタント会社と締結し、11月初めから業務に着手しているところでございます。

この事業認定申請書には、施設計画の配置図・平面図・立面図の添付が必要となっており、平成31年度に別に発注する基本設計及び実施設計委託業務で策定し、先ほどの事業認定申請書に反映した上で、来年6月に県知事に申請し、平成32年1月末には承認が得られるものと考えております。

基本設計及び実施設計業務につきましては、この後、詳細を御説明しますが、建築設

計者の選定方法につきましては、技術提案書を提出させ総合的に評価し設計者を選定する公募型プロポーザル方式で実施することとしたいと思っております。既に準備に入っているところでございます。

設計業務は、来年度5月に発注する予定でございますが、前の月の4月内にはプロポーザルの審査を完了し、設計者を決定する必要がございます。

来年度は、このプロポーザルで選定した設計者による設計業務、用地取得を完了し、平成32年度には建築工事、備品購入の後、平成33年6月に供用を開始し、住民の皆様にご利用していただくこととなります。

それでは、このたびの設計者の選定方法で予定しております「公募型プロポーザル方式」について御説明いたします。資料4-4「熊野町建築設計選定委員会について」をごらんください。

項目番号1「建設コンサルタント業務の発注方式について」でございますが、設計業務委託業者を選定する方法は、一般的に「プロポーザル方式」と言われております「技術提案書協議方式」、「総合評価方式」、「価格競争方式」、一般的にはコンペ方式と呼ばれる「設計競技方式」、「特命随意契約方式」の五つの大きな方式がございます。

それぞれの特徴としましては、「プロポーザル方式」は、選定委員会で技術提案書やプレゼンテーションの評価点数が最も高い者を設計者として選び、また、発注者が技術提案に基づいて設計者との共働体制により設計を進めて行くため、最良の成果が得られるとされており、新築設計や大規模改修設計等で高度な技術や専門的な技術が要求される場合に採用されます。

次に、「総合評価方式」は、入札額とあらかじめ公表する評価基準に従った技術力との総合評価で、最も評価点数の高い者を設計者として選ぶ方式です。

業務の発注段階で、発注者が仕様を確定し、さらに設計者の技術提案による付加価値が見込まれるため小規模改修設計業務や建物の診断業務などで採用されます。

次の「価格競争方式」は、入札額が最小の者を設計者として選び、業務の成果は、発注段階で決定しており設計者の技術提案による付加価値は望めないため、積算業務や小規模改修実施設計業務に適しているとされております。

当町では、指名競争に該当するものでございます。

次の「設計競技方式」は、一般的にはコンペ方式とも呼ばれるもので、発注者が示した仕様に基づき、最も優れた設計案を選定委員会で選び、設計者の具体的な設計案に基

づいて目標が達成されるもので、新築や増築の設計で採用されます。

最後の「特命随意契約方式」は、契約の内容や目的が競争入札に適さない特殊なものや、時価に比べて著しく有利な価格で契約が締結できる場合などに採用されるもので発注者が特定の相手方と直接交渉し、契約額を決めることとなります。

設計業務委託業者の選定方式は以上のとおり、大きくわけて五つの方式があるわけですが、プロポーザル方式では、計画段階から地域住民を交えたワークショップを開催し得られました、住民ニーズに対する透明性や公平性を確保させるために、最も適した設計者を選定することで、それらを設計に反映させ地域に愛される施設を建築することが期待できるとともに、今までの設計実績や発注業務の理解度、建築の実現性、設計上の配慮事項についての的確性、独創性などを総合的に評価し、設計者すなわち人と組織を選ぶものでございますので、設計案に拘束されることはございません。

続きまして、項目番号2「公募型建築プロポーザル方式・公募型建築設計競技方式」についてでございます。

公共施設の建築、特に新築は、完成品を確認して購入する物品購入とは異なり、質やコスト等は設計者によって大きく左右されることとなります。したがって、発注者が設計業務を委託するときは、設計者の技術力、経験、創造性等を適正に審査し、発注する設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要となり、建築設計者選定委員会を設置し、プロポーザル方式による技術提案書、または建築設計競技方式による設計案を調査、審議、選定する必要があります。

次の項目番号3から項目番号7までは、「建築設計者選定委員会条例」の制定及び関係条例の改正（案）についてでございます。

項目番号3ですが、選定委員会条例第1条では、町の附属機関として地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、「熊野町建築設計者選定委員会」を設置することを規定いたします。

項目番号の4、第2条では、「熊野町建築設計者選定委員会の掌握事務」として、技術提案書を調査、審議し、選定された設計者との随意契約に関する事項についても調査審議することと規定いたします。

項目番号5、第3条の「委員会の組織」では、建築設計者選定委員会は、（1）の建築の研究に携わる大学教授や、建築家協会などの組織の建築に顕著な人材、（2）の国や県の営繕関係などの部署の長、（3）その他町長が必要と認める者を町長が任命する

こととし、外部委員を4名、内部委員を1名の計5名を予定しております。

ちなみに、広島県の建築設計者選定委員の人数は、学識経験者3名、県以外の関係行政機関2名、県内部関係職員2名の計7名とされております。

項目番号6、第4条では「部会の設置」を規定いたします。

建築設計者選定委員会が同時期に2件以上の案件について設置される場合は、部会を設置し名称で区分することといたします。

項目番号7、附則第2条では、建築設計者選定委員の報酬につきましては、広島県の附属機関に関する委員の報酬額に倣い、日額を1万300円とし、熊野町条例の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正をうたっております。

以上、資料4 4「熊野町建築設計者選定委員について」御説明いたしました。

資料はお配りしておりませんが、プロポーザル方式では設計者の選定後に、その選定された設計者と基本設計から実施設計までを一貫した業務として委託契約を締結することとなり、公募をする際に公表する事業概要の説明書に基本設計と実施設計委託料の予算額を明示する必要があります。

基本設計業務委託料につきましては、町議会9月定例会で議決をいただいておりますけれども、実施設計業務委託料につきましては、予算化ができておりません。

つきましては、町議会12月定例会に東部地域防災センター実施設計業務委託料の補正予算(案)及び、先ほど御説明いたしました「建築設計者選定委員会条例(案)」並びに建築設計者選定委員に関する報酬及び旅費の補正予算(案)をそれぞれ提案させていただき予定でございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

最後に、設計業務委託料の執行についてでございますが、基本設計、実施設計ともに全額を繰り越しし、来年度の執行となる予定でございます。

協議案件「東部地区防災センター(仮称)の整備計画について」の私からの説明は、以上でございます。

議長(山吹) 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

大瀬戸議員。

10番(大瀬戸) ちょっと確認したいんですけど、事業認定の申請書を、今つくって、

それに平面図とか、立面図をつけるというふうに聞いたんですが、そうすると、そこで申請書にあらかたの形を提出するわけですが、それからまた来年度、基本設計に入る、プロポーザルで技術を、いわゆる設計力を求めるということだと思っんですけど、かなりの縛りがある状態の中で、基本設計に入るということで、本来のプロポーザルの効果が出ないんじゃないかと思うんです。申請書の段階、大きく変わっても問題ないということなんですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 今の発注しております事業認定図書の作成業務に、その中に先ほど御指摘の平面図、立面図等添付する必要があります。

その施設計画につきましては、来年度早々発注いたしますプロポーザル方式で選定した設計者に発注する、その内容を反映させていこうということで、今、計画しております、事業認定に添付するそういった図面との相違は発生しないように、今、考えておるところでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ということは、現在、頭の中にある形ですよね。中身はあれでしょうけど、形に関しては、もうほぼ決定した状態で、その中で基本設計のプロポーザルをかけて、基本設計を始める。要するにスタートラインはもう決まってるということ、設計上の。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 今の決定しておる状況につきましては、地区防災センターであると、それと乳幼児の避難世帯のことを考慮し、また、ペットを同伴して避難される方についても考慮すると。

あと、もう一つは、初神の消防団の消防頓所を同じ敷地内に移転ということもございませけれども、今現在、決定しておる事項はその程度でございまして、具体的にそ

の部屋の配置とかいうことについては、全てプロポーザルで選定した設計者と協議しながら進めることになろうかと思っております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） いや、ちょっとわからないのが、申請をするときに図面を書くでしょう。書くんですね、平面図と立面図を。それは別の業者が、要するに、コンサルが書くわけじゃないですか。実際の基本設計は別の本当の、本当のというのはおかしいけど、設計会社がまた別のものを書くんですが、そこにもうコンサルで書いた図面があった段階を、これをある程度守らなければならないという前提でスタートするのかどうかというところです。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） ちょっと済みません、スケジュールなんですけれども、まず、今の申請業務というのは、今、発注しておりますけれども、その図面とか中身については、プロポーザルを行って、そのプロポーザルで採用した業者が基本設計を、まずしていただきます。その基本設計の図面をそのまま今度申請のほうに添付していくということでございますので、順序がちょっとやっぱり先にプロポということになっております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） わかりました。

ただ、その時間的に申請業務とプロポーザルした後に、あらかたの図面が出てくる。それを申請書に添付して出すという話ですけど、時間が今度はずれてくるんじゃないんですか、そうすると。申請の申請手続とプロポーザルする、まずプロポーザルが先にあって、申請が後になるという理解でいいんですか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） そのとおりでございます、まずやっぱり先にプロポでやった業者で基本設計をしていただかないと申請ができないということに、今なっています。

ただ、多少申請がずれるかもわかりませんが、今はぎりぎりのところで、今、予定を組んでおります。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） 今の東部地域防災センターどんどん進んでおりますが、まず、地域防災計画とこれは連動するものでございます。

先には、地域防災計画があるものなんですよね。それがあってこういう施設がいるという、そんな中で地域防災計画は進捗はいかがですか。ここでわかるんかいな。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 地域防災計画につきましては、いろいろ新聞のほうにも情報が出ておりますけども、町のほうとしては検証委員会をやっておりまして、その中で防災計画についても見直しをしていかなければいけないというふうに思っておりまして、今、見直しをかけている途中でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） そういう意味では同時進行的な話でございますが、この激甚災害の認定の中で、防災センターというのは地域に1カ所しかつくってもらえんのですか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~  
危機管理監（貞永） 地域防災センターというのは、今の構想では東部・中央・西部と三つの地区にわかれまして、それぞれに一つずつという整備構想を考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~  
9番（荒瀧） 今、7月6日の状況をどんどん、議員も16人の視点で捉えてますが、2万4,000人おられる視点の情報も集まっておると思うんですが、例えばですよ。皇帝ハイツなんかは、下おりたところが水がたまってプール状態になります。こちらの呉地橋にかけては浸水地域ですから逃げられません。となると、西・東・真ん中か、このあたりに逃げられないんですよ。こういう避難経路も踏まえて考えると、やはり一番、今、考えられる安全性が高いものは、呉地公園のあたりの橋を逃げて、呉地の公会堂のほうへ逃げていくという避難経路の検証も踏まえながらですよ。もっときめ細かい避難施設、避難、これが必要であるというのが、専門家であり、地域のヒアリングをさせていただきましたが、意見が出ておりますが、このあたり、どのあたりキャッチされていきますか。

~~~~~  
議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~  
危機管理監（貞永） 確かに、荒瀧議員さん言われるような、なるべく避難場所というのは身近、近くにあって避難をしやすいところがいいと。大きなところではなくて、小さなところでもいいのではないかというような、いろんな意見が今、出ております。町内におきまして、やはり言われるような浸水地域、道路が水がもう越水してしまった、通れないというような状況になったということもありますので、いろいろ考えてはいかなければいけないと、また、そういった中で住民の皆様が、まず、自分でどういうルートで避難をしたらいいのかということも考えていただかなければいけないというふうにも考えておりますけども、なるべく身近なところで避難ができるということで、自治会館、老人集会所等のほうの一時避難場所としての機能ということも、これから支援していかなければいけないというふうには考えておりますけども、具体的にどうなるかというのは、

今後の検討の中で決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 検証委員会は、マニュアルどおりされたかとかいう事務的な処理ですよ。構想自体は町が持たなくちゃいけないですね。今のインドとか、あっちの南のほうで何日もふり続ける雨ではなくて、長くても三、四日のレベルです。このたびも7月5日から8日までの降雨予想は気象台が出しておりますけども、これは早よから出してます。

そんな中で、ふったのはある意味では24時間から36時間ぐらいの範囲が厳しかったのかなと思いますけど、一晩どこかで安全に逃げていただければ、命は救えるんです。だから、命を救うという視点と、ものはめげるんです。岩が落ちてくれば、どがな頑丈な建物もめげるんですよ。これは復旧復興でやればいいんですよ。これは処理です。まず命を守るためには、シェルター、とにかく地域に逃げおくれた方も出ますので、そのあたりも建設省、国交省にも申されてですよ。このセンターで安心じゃないんです。どどんすき間があいておりますから、このあたりも土地まで買えるんですから、このたびは。これを準備しながら、今回100%できないとしても、次も激甚が来る、残念ながら来る可能性も高うございますから、そのときにはすぐに対応できるような準備もしておくということで、言いわけに検証委員会されると、あの人らのメンバー申しわけないですよ。主体的に、町が考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

議長（山吹） 答弁できる、貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 御意見をいただいて、できるだけ町民の方が早目に避難をされて、人的な被害が出ないような方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。山野議員。

12番（山野） 三谷川が氾濫して、あそこの初神のあの辺が水没いたしまして、今、

聞くと砂防ダムをつくって、それが防げるんじゃないかということであって、あそこが寸断されたときに代替の道路を、今、初神、新宮の方向へ予定されてるというんですけども、どういう現存の道路を拡幅されるのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これの国との補助率は幾らになっているのか。お願いします。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 拡幅道路の場所ですけれども、これにつきましては、地元の立花議員さんのほうからもいろいろ要望が、このたびの災害とは別に出ておりますけれども、場所的に言ったら昔NTTの鉄塔が建ってありましたよね。あの辺から東側にいく細い道があるんですけれども、あれを拡幅して、その先には橋がございます。それから、現道の町道を使って、裏側のほうからも建設予定地のほうにはアクセスできるように、拡幅を予定しておるところでございます。

それと、もう一点、補助率なんですけれども、これにつきましては、基本2分の1でございます。ということで、はい。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） この国交省の補助金を使っての地域防災センターの建設なんですけれども、東日本大震災以降、激甚災害に指定された地域では、たくさんつくっていらっしゃいます。今回の災害を受けて、そういった市町の方に連絡をとって、いろいろ状況をお伺いしたんですけれども、この地域防災センターとして設置された場合に、災害が起きてない場合は、ふだんは住民の、もともとここは東公民館のかわりにということがありますので、住民のコミュニティとか、グループ活動などに使えるということが、住民さんにとっては重要なことであって、そのまちによっては、私がお伺いしたところでは、それがうまく機能しているところと、地域防災センターと銘打ってありますので、ふだん使うことに関して防災に対する行事とか、講演会とか、そういったことにしか使えないということで、もう大変ですね、住民の皆様の不満が爆発されている地域もあるということを伺っております。

一番やはりそこがその地域の方のやっぱり気になるところだと思いますので、そこは

きちんとふだんは災害が起きていないときには、ちゃんと東公民館のかわりとして、住民さんが使えるのかどうかということは、きちんと確認をされているのでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 沖田議員おっしゃるとおりでございます、町といたしましても、せっかく大きな予算をかけて建設するわけですから、効率的に運用したいという思いがございます。これにつきましては、町長のホームページのほうにも掲載しておりますけれども、東北大学の大学院のほうから、小野田教授という教授を講師でお招きいたしまして、いろいろ御指導をいただいております。

その中で、やはり議員さんおっしゃられたような問題が生じておる自治体もあるんだよということを伺っております、その小野田教授さんのほうにも、このたびのプロポーザルのほうの選定委員さんのほうに入らせていただくように予定しております。

それと、小野田先生につきましては、県庁の営繕課のほうを通して御紹介、そういった災害に顕著な方がおられるということで、御紹介いただいたところでございます。

以上です。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） それに補足としまして、ちょっと先ほど部長のほうからも説明いたしましたけれども、地域の住民の方と一緒にワークショップという形式で、こういった地域防災センタープラスコミュニティ部分のところをつくっていくかというのを、1回だけではなくて、今後も続けていって、地域の方が利用しやすいような施設にしていこうというふうに取り組んでおりますので、その中で地域の住民の方の意見を聞きながら、設計のほうにも反映していこうというふうを考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 東部地域の方が、本当に喜んでくださるような建物を建てていただきますように、お願いいたします。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） 今、施設の別ルートというか、バイパスのようなものを拡幅してもらおうということで、ありがたいことだと思うんですが、先ほど言われました、このたびの三谷川の山が崩壊したところは、今できてるあの大きいダムよりも西側の谷が崩れて、流れたわけです。

それよりもっと西側があって、もっと西側があって、それと今度、反対側に東側もあると、あと三つぐらいはあるんですが、そこらあたりのダムというか。そういう処置は今、計画はあるんでしょうか。考えられておるんでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 土石流が発生した場所についてでございますけれども、西側については、国有林が多くございまして、そこについては国の直轄で治山ダムを設置していただけるということで、もうこれ事業決定しておるということは耳に入っております。

東側につきましては、砂防ダムの設置を県のほうでしていただくということになっております。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 今、皆さんおっしゃったとおりなんです。私が一番気になるところで、建設地の場所です。このいただいとる資料じゃ漠然としかわからない。今回の被災したことを踏まえて、今、立花議員がおっしゃいました。1カ所砂防設けりゃ、そこで安心だと。今回の大原の件につきましても、体育館のほう、前回グラウンドへ向いて冒険公園のほうから流れとります。ここは安全だということを議会でもおっしゃる部長さんおられた。ですが、隣の谷に流れたということも想定していかないけんのじゃろう

と思うんですね。

この建設地が適正なのか。この間、今回の災害においても、山が崩れ、そして、川の氾濫において、危険な箇所非常に近いところじゃないのかなという感覚があるんですね。しっかり御協議いただいとるんだらうと思うんですが、まず、信頼をするところから始めないかんでしょうけど、わかりやすい資料を、今の迂回路についても、一目瞭然この地図見たら、わかるよ、というような提示をしていただけないかなというお願いです。

議長（山吹） よろしくお願ひします。

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきます。

東部地域防災センター（仮称）の整備計画については、その概要についての説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後、検討していただくことを要望し、また、12月定例会において条例案、並びに補正予算案が関連議案として提出されますので、改めて審議することといたします。

また、事業の進捗に合わせ定期的に協議、報告をいただくようお願いし、まとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時15分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告案件「教育委員会事務点検評価報告について」執行部から説明を受けたいと思います。横山教育部長。

教育部長（横山） 教育委員会から「教育委員会事務点検評価報告」につきまして、御説明いたします。資料5をごらんになってください。

1 ページをお願いいたします。

この報告書でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とございます。こちらに基づき作成したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

熊野町教育委員会が、平成 29 年度に重点施策と位置づけました 8 事業について、去る 10 月 18 日に「熊野町教育委員会評価委員会」を開催し、3 人の評価委員から意見を聴取しまして、11 月 1 日に開催されました「定例教育委員会」へ提出し、本日、町議会全員協議会で報告させていただくものでございます。

3 ページをお願いいたします。

教育委員会の自己評価及び評価委員による評価は、対象事業ごとに、4 段階で総合評価を行いました。「A」は期待以上である。「B」は期待どおりである。「C」は期待以下である。「D」は抜本的な見直しが必要である。以上の 4 段階で評価しております。

点検・評価は客観性を確保するため、3 名の学識経験者をお願いいたしました。

「青少年育成くまの町民会議会長」で「元広島国際学院高等学校長」荻野次夫様、「元民生委員・主任児童委員」の平尾貴子様、そして「熊野中学校元 P T A 会長で、現在、副会長」の植松聖詞様に評価していただきました。

4 ページをお願いいたします。

教育委員会の活動状況でございますが、まず、1、教育長についてですが、林教育長が再任され、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までが任期となっております。

2 は、平成 29 年度の教育委員会委員 4 名の一覧でございます。

3 は、教育委員会会議の開催実績でございます。定例会は原則、毎月 1 日に開催することとしており、必要に応じ臨時会を開催します。平成 29 年度は定例会を 12 回、臨時会を 5 回開催しております。

議案、報告等については、記載のとおり議案 23 件、報告協議 4 件について御審議いただきました。

5 ページ、6 ページでは、教育委員の活動実績について記載してございます。小・中

学校の主な行事及び熊野町総合教育会議、研修会等に出席していただいております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

ここからが、事業ごとの点検・評価シートでございます。

まず、1、ICT機器導入事業でございます。

町内小・中学校に、平成29年度から3年間でICT機器を整備する計画の初年度でございます。

平成29年度は、熊野第二小学校に電子黒板を、その他の小・中学校には、タブレット端末を各10台ずつ配置しました。

事業費は、機器のリース費用58万3,000円でした。

平成29年度に配置したタブレット端末については、教室に設置されているモニターを利用した活用などを考えておりましたが、利用は限られた先生のみという状況で、今後の活用に課題が生まれました。

このため、自己評価はCとしました。

評価委員の意見は、15ページから全員の全文を記載しております。

この事業につきましては、各委員の評価は「C」「C」「B」で、評価委員による評価も同じく「C」としました。

委員の意見としては、機器整備だけひとり歩きしないようにし、研修が必要でそのスキルを上げることで、より効果的な授業展開が行える。また、今後の有効活用を期待する。といった御意見をいただきました。

委員の意見を受けての改善では、ICT機器を導入することが学力向上に直接結びつくものではないが、授業理解の有効なツールとして活用するため、研修を通じ、教職員のスキルアップを図り、有効活用する展開を図るとしました。

次に、8ページをお願いいたします。

2、学校施設整備事業でございます。

熊野第二小学校の普通教室棟の屋外階段、これは非常階段のことですが、こちらの改修工事と熊野東中学校普通教室棟の大規模改造工事（第1期）を実施しました。

事業費は1億8,142万5,000円でした。いずれの工事も無事完了いたしましたことから、自己評価は「B」といたしました。

評価委員の意見は、15ページに記載しています。

各委員の評価は「C」「B」「B」でございましたので、「B」といたしました。

委員の意見は、老朽化した建物、危険箇所が各学校に存在すると思われる。丁寧に調査し、順次、営繕計画を実行してほしい。また、危険度の高いところから改善してほしい。子供たち、教職員が安心して生活できる環境整備を行ってほしい、といった意見をいただきました。

このような御意見をいただいての改善は、児童・生徒、教職員の安全・安心な環境整備のため、緊急度、優先順位をもって計画的な改修に努めていく。危険箇所の発見により随時、緊急対応に努めるとしました。

続いて、9ページをお願いいたします。

3、学力向上事業でございます。

児童・生徒の学力向上につきましては、町内6校が連携して学力向上に努めました。「全国学力・学習状況調査」においては、小学校、中学校ともに、全国及び県平均を上回り、県内トップレベルの成績をおさめております。また、広島県「基礎・基本定着状況調査」における、通過率30%未満の児童・生徒の割合は、県平均よりも低く、ゼロに近づいており、基礎・基本学力の定着が図られているという状況にあります。

自己評価はBとしました。

評価委員の意見は、16ページに記載しております。

委員の評価は「A」「B」「C」と割れております。委員の評価としては「B」といたしました。その意見は、通過率30%以下の児童・生徒が少ないことは特筆できる。基礎・基本を重視し、高等教育につながる教育を望む。

また県平均を上回る学力は喜ばしい、先生と児童・生徒との関係が、風通しのよい環境で勉強できればいい。また、ICT機器の有効活用を、といった御意見をいただいております。

これらの意見をいただきまして改善は、学力向上には基礎・基本の学力定着が大切で、通過率30%未満の児童・生徒の割合をゼロに近づけるよう小・中が連携した学力向上の推進を図る、といたしました。

10ページをお願いいたします。

4、小学校低学年書道科指導事業でございます。

事業内容は、小学校1・2年生、15クラス、430人を対象に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った学習を、町費負担の書道科専任講師と学級担任との2名体制で指導を行い、書道を通じ、集中力や心の落ちつきを養うとともに、小学校3年生から始

まる国語科の毛筆を使った書写の授業につなげることを目的に実施いたしました。

事業費は526万3,000円でした。

自己評価はCとしました。

集中力、心の落ちつきを養うといった部分では成果はあったと考えるものの、達成事項（成果）にあります二つの項目、「心を落ちつかせ集中して学べる児童数」、「正しい姿勢、筆の持ち方ができる児童の割合」の目標値をいずれも95%としておりましたが、目標値に届かなかったことから自己評価は「C」としました。

評価委員の意見は、16ページに記載しております。

各委員の評価は「B」「C」「B」でしたので「B」といたしました。

委員の意見は、「筆の町、熊野町」にふさわしい事業内容で、子供たちの静かで落ちつきのある心の醸成に通じ、郷土に対する認識と誇りを持つ絶好の場である。指導者と担任のかかわりは重要。これからも熊野町の教育の柱の一つとして推進していくべきである。また、目標値に向けて引き続き継続していただきたい、といった御意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、当該事業の継続と同時に、担任みずからの役割を明確にし、技術的な部分以外の指導を担い、事業のさらなる充実・発展を目指すとともに、小学校3年生から始まる書写の授業への円滑な接続を図ることといたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。

5、生涯学習施設整備事業でございます。

昭和60年の開館後32年が経過し、老朽化の著しい熊野町民会館の空調設備を改修し、快適な生涯学習施設となるよう整備し、利用者の利便性、快適性の向上に努めました。

事業費は1億2,936万円です。

その概要は、講堂（ふでりんホール）でございますが、こちらを、これまでの重油方式からガス方式に、また集会室、ロビーは電気式に更新しております。

これに伴い、地下オイルタンクは廃止しております。工事も無事完了したことから、自己評価は「B」としました。

評価委員による評価は、17ページでございます。

お三方ともに「B」の評価でございました。

委員の意見は、町民会館は熊野町民の心のよりどころ的存在で、改修されたことで熊

野の中心的建物が蘇った思いがする。

また、快適で利用しやすいよう整備をお願いしたい。さまざまな方向から有効活用をしてほしい、といった御意見をいただきました。

指摘、御意見をいただいての改善は、より快適な生涯学習施設として快適な環境整備に努める。また講堂の照明をLED化するなど利用者により快適な空間、会場づくりに努めるといたしました。

続いて、12ページをお願いいたします。

6、くまどく推進事業でございます。

読書を通じ家族の絆づくりを目的に、町内のゼロ歳児から中学3年生までを対象に、家庭読書推進活動「くまどく」を実施いたしました。事業費は128万9,000円でした。

事業内容としては「くまどくノート」を小・中学生をはじめ、幼稚園、保育園児、乳幼児のいらっしゃる御家庭まで配布したり、町広報に「くまどく」実践の記事や推進標語を掲載するなどの啓発を行いました。また「くまどくカレンダー」も300部作成し、啓発に努めました。

また、絵本ライブを開催するなどの事業推進にも努めました。

自己評価は「B」としました。

評価委員の意見は、17ページに記載しております。

委員の評価は、「A」「B」「B」で、評価はBとしました。

委員の意見としましては、この事業は全国的にもまれで画期的な事業である。子供たちの情操教育に多大な貢献をすることは間違いない。国語力を高め全ての教科の学力向上にも寄与するもので「継続してこそ意味を持つ」、また「家族の絆づくり」を目標に引き続き継続し、学力向上にもつなげてほしい。町内各所への本の常設を、といった御意見をいただきました。

これらの意見をいただき、その改善事項といたしまして、家族間コミュニケーションがより広がる啓発を継続する。小・中学校をはじめ幼稚園・保育園への浸透を図るなどし、さらなる充実と推奨を図っていく、といたしました。

続いて、13ページをお願いいたします。

7、青少年健全育成事業でございます。

子供たちが安心・安全に活動できる場として、「土曜くまのっ子教室」を町民会館を

はじめとした町立施設において、文化事業を年間15回開催し、昔遊びや料理体験、季節の行事など、さまざまな体験を通じて子供たちの異年齢交流・地域との交流を実施し、家庭教育・青少年教育の充実を図りました。延べ参加者は388名で、事業費は37万9,000円でした。

また、「遊びと学びの交流がっこう」は、NPO法人「熊野健康スポーツ振興会」に委託して、町民体育館を主会場に年間18回開催し、夏季休暇中はサマースクールとして、学校でできないニュースポーツなどを中心に実施いたしました。延べ参加者892名、事業費は72万円でした。

自己評価は「B」といたしました。

評価委員の意見は、18ページに記載しております。

各委員の評価は「B」「B」「B」、お三方ともに「B」でございましたので、Bとしました。

委員の意見は、多くのさまざまな立場の人たちの協力やボランティアによって成り立っている。内容的には、多岐にわたり充実してきた。参加する子供たちが一部に偏ったり、参加絶対数がやや少ない分野など、細かな点でアイデアが求められる。さまざまな場を通じてもっとPRしていくことが重要であろう。また、参加者からグループリーダーに、さらにはスタッフへと子供たちが成長し、保護者も入ってくるとよい。さまざまな方面から「楽しかった」、「来年も参加したい」といった声が聞かれるので継続していただきたい、といった意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善は、学校で経験できない体験を通じ、新たな発見、感動を与えられるような取り組みとしていきたい。また、交流やつながりを持つことで社会生活に必要なコミュニケーション能力が身につくなどの事業展開も図っていくといたしました。

14ページをお願いいたします。

8、人権教育の推進でございます。

人権意識の醸成と男女共同参画社会の形成を推進するため、各公民館や交流館で、人権学習講座を3回、人権啓発講演会を1回開催し、人権学習講座には75名、人権啓発講演会には450名の参加がありました。

自己評価は「B」としました。

評価委員の意見は、18ページに記載しております。

委員の評価は「B」「B」「A」でございましたので、評価は「B」といたしました。

委員の意見としましては、人権問題は、学校、地域、家庭での粘り強い教育が必要。住民意識も少しずつ変化してきている。また、講座も具体的なテーマに絞って開催することはよいと思う。達成事項を高く評価する、といった御意見をいただきました。

指摘を受けての改善は、人権意識向上に向け、わかりやすく、かつ継続して人権尊重の重要性を周知、啓発していく。参加しやすい講演会の開催や広報等をより有効活用した啓発を推進していく、といたしました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、教育委員会事務点検評価報告については、教育委員会の事務事業について、今後も適正な評価を行い、事業の改善に努めていただくよう要望し、次の協議に移りたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 協議案件「小中学校空調機器の整備について」執行部から説明を受けたいと思います。横山教育部長。

~~~~~

教育部長（横山） 教育委員会から「熊野町立小中学校空調機器の整備について」御説明いたします。資料6の左をごらんください。

まず、1、整備の目的でございますが、近年、地球温暖化の影響によるものと思われる気温の上昇は、夏季に限らず5月から10月ごろにかけて異常とも言える暑さとなっており、7月、8月には気温30度を超す日が頻発し、時には35度を超す日があるなど、毎年のように猛暑となり、児童・生徒の学校生活における健康面への影響や学習環境の悪化が危惧されております。

このことから、児童・生徒の熱中症予防など児童・生徒の健康面への配慮、意欲を持って学べる学習環境への改善を図るため、小・中学校に空調機器を整備します。

次に、2、整備する教室についてでございますが、小・中学校6校で、平成31年度に普通教室として利用する可能性がある88教室及び特別教室のうち理科室7教室・音

楽室3教室の計10教室を加えた98教室への設置を予定しております。国のほうに要望をしております。今回の整備により、普通教室における空調機器の設置率については100%ということになります。

次に、3、採用する動力源についてでございますが、当初六つの方式による検討を行いました。

ガス方式（マルチ）、電気方式（マルチ）、電気方式（個別）、冷温水の循環による輻射式、氷蓄熱式、ガス方式と電気方式を組み合わせたハイブリッド空調システムです。

このうち、比較的小さい空間で日中の使用を主とする学校の教室に適すると考えられるものガス方式（マルチ）、電気方式（マルチ）、電気方式（個別）の3方式でのコスト面及び管理面での比較検討を行いました。

その結果、電気方式（個別）による方式が最も優位であると判断させていただきました。

マルチ、個別とございますのは、一つの室外機で幾つの教室の機器を稼働させるかの違いでございます。マルチは複数の教室、おおむね3教室を一つの室外機で稼働させ、個別は1教室当たり一つの室外機で稼働させるものでございます。

電気方式（個別）を採用すべき理由といたしましたのは、まず、コスト面ではイニシャルコストと冷暖房設備の耐用年数である13年間のランニングコストの合計が最も安価であることです。

イニシャルコストが最も安い電気方式（個別）は、最も高いガス方式（マルチ）と比較してみますと、約3,000万円の差がございました。ランニングコストではガス方式（マルチ）が有利ではありますが、年間10万円程度の差であるため13年間で比較した場合、当初のイニシャルコストの差を埋められる額ではございませんでした。

また、管理面でのメリットは、1教室当たり一つの室外機で稼働するため、故障時の影響が最小限に抑えられる。法定点検が不要である。配管が短く、かつ露出部分も少ないため、破損も少なく破損箇所の把握も容易である。室外機をベランダに設置することが可能で、児童・生徒が使用するスペースへの影響が少ないなどにおいて、他と比較し優位であることから、電気方式（個別）を採用することが適当であると判断させていただきました。

次に、4、事業費についてでございますが、現在委託している実施設計業務の中で、

電気方式（個別）による概算額を積算しております。6校で約3億5,160万円を見込んでおります。12月議会におきまして補正予算議案を提出させていただき予定でございます。よろしくお願いいたします。

次に、5、財源につきましては、国の補正予算により成立した今年度限りの有利な交付金「ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金」を活用いたします。補助率は3分の1で、残りの3分の2には起債が100%充当されます。

この起債の元利償還金は、交付税60%の交付税算入がなされるものです。

また、継ぎ足し単独事業に対しましても、交付税算入はないものの、起債が100%充当されるため、整備事業費の負担を年度間で平準化することができます。

続いて、6、今後のスケジュールについて御説明いたします。

工事の完了は、今のところ平成31年9月末を予定しております。

次の夏までにと検討を進めていたところですが、児童・生徒の安全を確保しながら工事を実施するには、土日のみでの工事を余儀なくされること。また、機器の確保などを考えますと、暑い時期となる6月末までの設置は困難であると考えられますが、できる限りの早期完了を目指したいと考えております。

最後に、7、その他といたしまして、早期の設置完了が求められる中、今後、全国的に空調設備にかかる工事発注がふえることから、機器の調達、施工業者の確保、現場作業員の確保等が懸念されるところでございますが、工事発注を小学校と中学校の二つの工事にわけて発注するなどし、できる限り、早期完了を目指してまいりたいと考えております。

また、6校に98台のエアコンが設置された場合、今後の電気代は年間約1,000万円程度の増を見込んでおります。電気代の増額を少しでも削減するため、デマンド管理による電気代の抑制など、各学校で無駄のない適正な管理・運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑、並びに意見はありませんか。大瀬戸議員。

~~~~~  
10番（大瀬戸） 今の電気代に関することですが、このエアコンだけ別個の電気、

電気メーターといいましょうか。エアコンだけにかかる費用というのがわかるようには  
できますか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 今は、そういうものをつけるようにはしておりませんが、  
不可能ではございません。メーターをつければ、子メーターをつければ可能でございま  
す。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） できればですね、今後のこともありますし、わかるほうが何かとい  
ろんな対策がとれるかと思しますので、ぜひできるのであればしてほしいなと思いま  
す。  
以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。片川議員。

6番（片川） 大変ありがとうございます。

感謝いたすところでございますが、はなから間に合わんという前提で入札なさらずに、  
間に合わず条件で業者選択と入札をしていただきたいな。これをお願いしておきます。

議長（山吹） ほかに、山野議員。

12番（山野） ついでに、電気代の件で、電気代、暖房費になると、今までの灯油代  
がかなりあったんですけれども、それは削減されるから、それと年間で6校でどのぐら  
いあったか。ちょっと計算されたことはありますか。

議長（山吹） 横山教育部長。

教育部長（横山） 申しわけございません。過去にそういった幾ら使ったかというデー

夕は、今、持っておりませんので、また、こちらで調べさせていただいて回答をさせていただきます。

冬場につきましては、極力エアコンの使用というのは考えさせていただくことになるかと思えます。やはり電気の場合がいいのか、あるいは、これまでどおり灯油を活用したほうが安価であるということであれば、ファンヒーター等を活用させていただいてということを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思えます。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後、検討していただくことを要望し、また、児童・生徒の学習環境の改善のために、でき得る限り早期の整備と光熱費等のコスト削減に努めるようお願いし、まとめとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめとさせていただきます。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） これより後は、議会の協議事項に移りたいと思えます。

報告案件「各常任委員会の活動状況について」各常任委員長から報告を受けたいと思えます。

それでは、最初に、時光総務厚生委員長、お願いします。

総務厚生委員長（時光） 総務厚生委員会としては、9月14日に委員会を行いまして、今後の所管事務調査についてということで、協議を行いました。

その後、現地視察ということで、観光交流拠点計画してある筆の里工房から北部農道にかけて被害状況を確認しました。

続いて、10月19日、総務厚生委員会を行いまして、災害復旧・復興の現状につい

てということで、危機管理監より、執行部より説明を受けました。

それと、熊野町、ことし設立された熊野町地域支え合いセンターの取り組みについて  
ということで、執行部より説明を受けたところでございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 次に、片川文教委員長、お願いします。

~~~~~

文教委員長（片川） 9月18日に、豪雨災害を受けて文教委員会としての検討課題等  
について協議いたしました。その後に、熊野中学校のクラブ活動の現地視察というこ  
とで、中学校のほうへいかせていただき、各クラブを視察させていただきました。

それから、10月31日、これはICTを使った授業、これを第二小学校と東中学校  
のほうへ視察にいかせていただきました。第二小学校のほうは電子黒板です。東中学校  
のほうはタブレットを使った社会科の授業ということで視察を行ってまいりました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 次に、尺田産業建設副委員長、お願いします。

~~~~~

産業建設副委員長（尺田） 9月21日に、第3回産業建設委員会を開催いたしました。  
内容といたしましては、7月豪雨災害の経過について、執行部より説明を受けておりま  
す。

その後、串掛林道及び三谷川の災害状況ということで、現地へ視察へいっております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 各常任委員長からの報告が終わりました。

この報告について、質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、各常任委員会の活動状況については、この程度として、次の
報告に移りたいと思います。

報告案件「議会運営委員会の活動状況について」議会運営委員長から説明を受けたい

と思います。沖田議会運営委員長、お願いします。

議会運営委員長（沖田） 8月2日、9月町議会定例会における一般質問の取り扱いについて協議をいたしました。

次に、8月13日、臨時会の招集、設置予定の特別委員会の名称について、ほか協議をいたしました。

次に、8月20日、熊野町議会災害対策特別委員会設置に関する決議についての協議を行いました。

8月28日、第4回熊野町議会定例会における一般質問についての協議を行いました。

9月6日、決算特別委員会、9月議会定例会においての協議をいたしました。

9月20日、議事日程、議案についての協議を行いました。

以上でございます。

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会運営委員会の活動状況については、この程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件「議会広報特別委員会の活動状況について」議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。諏訪本議会広報特別委員長、お願いします。

議会広報特別委員長（諏訪本） 6月議会の第107号ですが、災害を受けた関係で発行を8月1日だったのを、9月1日に延期しました。その関係で、7月24日、それから8月6日、それから8月21日と3回の委員会を開いて、内容等を一部変更して済みました。

それから、9月の議会で、定例会、8月の臨時会も含めて、9月14日から計4回の委員会を開いて、11月1日に無事に議会だよりを発行することができました。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会広報特別委員会の活動状況については、この程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件「災害対策特別委員会の活動状況について」災害対策特別委員長から説明を受けたいと思います。荒瀧災害対策特別委員長、お願いします。

~~~~~

災害対策特別委員長（荒瀧） 9月6日、午後1時半から、今後の委員会の進め方等について、委員会を第1回を行いました。

続いて、第2回目が10月5日、防災士中井佳絵様を招いて、災害を最小限にするための知恵、リスクマネジメントについて御講演をいただきました。

第3回目、10月10日、調査票を取りまとめさせていただきまして、講演会の感想、気づきについて整理をさせていただきました。

第4回特別委員会、11月5日に開催いたしました。川角自治会長、藤田様、川角自主防災会長、田中様をお招きしまして、川角地区の防災活動の実態、防災の検証委員会、避難勧告等についての協議を行いました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、災害対策特別委員会の活動状況については、この程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いて、その他ですが、まず、「熊野町議会傍聴規則の一部改正について」皆さんに協議したいと思います。

全国町村議会議長会から「標準」町村議会傍聴規則の改正についての通知がありましたので、内容について事務局長より説明させます。事務局長。

~~~~~

事務局長（西村） それでは、熊野町議会傍聴規則の一部改正について、御説明をいた

します。

お手元の資料、右肩に議会資料1としてありますが、熊野町議会傍聴規則をごらんいただきたいと思います。

今回、改正いたします箇所は、第3条 傍聴の手続の条文の一部でございます。

まず、本文につきまして、平成30年11月14日付で、全国町村議会議長会から広島県議長会を通じまして、「標準」町村議会傍聴規則の改正についての通知がございました。

これを受けまして、本町議会の規則においても改正をしようとするものでございますが、これまでの条文におきましては、会議を傍聴する者には、住所や氏名、年齢を「傍聴人受付簿」に記入することとされておりました。

この「受付簿」は、一枚の様式に数人が順番に氏名等を記録するというものでございましたが、これでは、先に記載された傍聴人の氏名や住所等の個人情報が出てしまうということがございました。このため、「受付票」といたしまして、一人一人、一枚ずつに記入してもらうこととしまして、傍聴人の個人情報を保護しようとするものでございます。

本町議会では、既にこの運用をしておりましたが、先の通知によりまして明文化されることとなったことから、今回、条文の改正をしようとするものでございます。

また、この条文改正に合わせて、第3条の見出しのところでございますが、現在「傍聴席の手続」となっておりますが、本文の内容、そして標準規則のほうに合わせて「席」を削除いたしまして、「傍聴の手続」というふうにさせていただこうと思います。

規則改正の内容につきましては、以上でございますが、本規則の条文改正につきましては、議決をいただくことが必要となります。12月定例会に議案を提出できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） ただいまの説明について、御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、12月定例会に熊野町議会傍聴規則の一部改正についての議案を提出することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにさせていただきます。

ここで、お諮りします。

ただいま決定いたしました議案の提出に関して、提出者は議会運営委員長としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、議会運営委員長の議案提出とさせていただきますと思います。

その他何かありますか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、以上をもちまして、全員協議会を終了したいと思います。

（閉会 11時56分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長